

件名：新型コロナウイルスに関する注意喚起（マハーラーシュトラ州におけるロックダウンの延長）（2021年5月14日）

【ポイント】

- マハーラーシュトラ州政府は、4月20日に発出したロックダウンを6月1日（火）午前7時まで延長することを発表しました。
- マハーラーシュトラ州に入る方は、入境前48時間以内に取得したPCR検査陰性証明書の携行が必要です。
- 航空・港湾関係者でコロナ関連医薬品・機器運搬等に従事する方の州内の移動については、電車等の利用が許可されます。

【本文】

- 1 マハーラーシュトラ州政府は、4月20日に発出したロックダウンを6月1日（火）午前7時まで延長することを発表しました。
- 2 他州よりマハーラーシュトラ州に入境する方は、入境前48時間以内に取得したPCR検査陰性証明書の携行が必要です。
- 3 航空・港湾関係者でコロナ関連医薬品・機器運搬等に従事する方の州内の移動については、電車等での移動が許可されます。
- 4 マハーラーシュトラ州政府は、今回の措置により8州からの入境者に限定して行っていた措置を他の州からの全ての入境者に対して行うこととしました。
無症状者等は手にスタンプを押印され、15日間自宅等での隔離が求められます。

【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話(91-22)2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>